

令和 7 年 度

教育委員会定例会（3月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和8年3月25日(水) 10時30分から11時56分まで
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教育総務課長代理	荒堀 涼	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学 校 教 育 課 長	胡 健太	兼 公 民 館 長	
学校給食センター所長	谷口 直人	文 化 財 課 長	西岡 充
教育支援センター長兼		文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
学校教育課指導担当課長	金子 摂	図 書 館 長	田中 学

4 議事録作成者 教育総務課 荒堀 涼

5 付議案件

議案 第10号	四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第11号	四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第12号	四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
議案 第13号	第4次四條畷市識字基本計画の策定について
報告 第2号	令和8年度教育委員会事務局職員人事について
報告 第3号	令和7年度一般会計補正予算(第10号)に対する意見の申し出について

報告 第4号	いじめ重大事態調査について
その他	学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について
その他	規則に規定しないが分掌する事務の一部改正について
その他	3月市議会定例議会について
その他	市立小中学校における臨時休校及び学年並びに学級閉鎖の状況について

木村教育長	<p>只今から3月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
木村教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、佀委員をお願いいたします。</p> <p>議題に入る前に、報告第4号 いじめ重大事態調査については、個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、報告第4号については秘密会とし、議事の進行の都合上、最後に行いたいとおもいます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第10号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第10号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、規則の一部改正について議決を求めるところでございます。</p> <p>提案理由につきまして、学校施設の使用許可申請について、施設予約システムの活用に伴う運用の見直しに合わせて申請手続を整理し、許可事項の変更手続を明確にするため、市議会3月定例議会において所要の条例改正をご可決いただきました。本案は、この条例改正に伴い、関係する規則を改正するものです。</p> <p>それでは改正内容について、お配りしております新旧対照表に基づきご説明いたします。条例の改正内容に則り、第2条中「あらかじめ当該学校長の承認を経て」という文言を削り、次に第8条において、使用料を免除する場合における光熱費の免除規定を追加いたします。さらに、今後予定している学校施設予約のオンライン化に向けて新たに第9条を加えております。また、各様式についても、これらの改正に伴い不要となる箇所を削除するなどの変更を加えております。改正内容につきましては以上のとおりでございます。</p> <p>なお、本規則は附則におきまして、令和8年4月1日からの施行としております。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。何卒ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

木村教育長	本件について、質問等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	<p>新しいシステムということで学校にも、事務局にも業務負担の軽減をするということもあってのことだと思います。また、議会で条例が全会一致で可決されたということも踏まえまして基本的には賛成するものでありますけれども、2点ほどお尋ねをお願いしたいことがあります。私も、枚方市や交野市の運用状況を調べさせていただきました。今の四條畷市の現行のもの、改正前の形をとられているということでした。令和7年度当初から川崎市では先進的に四條畷市が取り組まれるという形のを施行されていると認識しております。そのうえで、いわゆる法的整合性について教えていただきたい。社会教育法第45条第2項との関連、それから本市の学校管理運営規則第9条との関連の法的整合性について教えていただきたい。</p> <p>もう1つは、誤解やトラブルといいますか、そういったことをなくすことを含めまして、申請書のなかには、使用場所のなかに、運動場、屋内運動場、教室（）とあります。他市では運動場や屋内運動場に限定しているというようなどころが多いように思いますが、教室というのは特定の場所を想定されていると思いますがそれが分かるような形にさせていただけないかということで、文言を検討いただきたいというお願いです。この2点についてお教えください。</p>
古市教育総務課長	<p>1点めの法的整合性について、先ほど委員からいただきました社会教育法第45条第2項、もう一方の四條畷市立小学校及び中学校の管理運営規則第9条でございます。まず、社会教育法第45条第2項は、学校長の意見をあらかじめ聞かないといけないというものです。これは学校施設の使用を許可しようというものであり、これは条例上今回の議会で可決いただきました四條畷市立小・中学校施設条例には社会教育法に規定するものの他、それ以外の部分については、条例上規定していくというものでありますので、条例の下に規則がありますので、社会教育法を侵すものではないと考えています。また、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営規則第9条につきましても、学校施設及び設備への配慮、校長の意見を聞いて教育委員会が許可するというものであります。校長の意見を聞くというものであります。教育総務課における貸出事業は運動場、体育館、その他教室の一部ということでその貸出ということです。それ以外には過去、学校で図工室や音楽室を貸してほしいということがあり、そういったところは我々が関与する以外のところになり、学校長が直接意見し各学校で判断いただいているものでありますので、その上で我々の方にも共有いただいて許可されたというところ。運動場、体育館、一部多目的室というところは、我々の方で。また、システム上で学校が事前にこの日は使用することができるまたはできない、この時間帯はこの団体が使用しているといったことであったり、教育総務課で受け付けたものの写しを学校にお渡しすることで学校も確認ができているというところで、それも学校が意見を述べるができる環境にあると思っております。</p> <p>もう1点の教室の記載について、分かりやすくした方がよいのではということですが、現在は運動場、体育館、それと教室、具体的に言うと四條畷南小学校の多目的室になります。それ以外の教室については現在貸出をしていませんので、誤認というところを心配されていると思っております。ただ、先ほ</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>ど申したとおり、どうしてもそれ以外の場所を、例えば地域の活動で借りたいといった時に、それを貸出して終わるではなく、使用料が発生してくるたびに、多目的室と同様に使用料がかかってきますので、その際には例外的な部分もあるので幅広く記載できるようにしております。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>今後段で述べられた、管理運営規則にある、定例、軽易なものについては校長が専決して許可するというこういったところに該当するのかなと思います。ただ、使用料の問題がありますのでこういった申請書の形式になっているという理解でよいかと思います。ただ、せっきくのシステムなのでご説明いただきましたとおり、学校と意思疎通を十分に図っていただき運用いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>佃委員</p>	<p>規則の方に付属設備の使用料が掲載されていますが、500円と700円の金額の違いは、体育館等の規模の違いかなと分かりますが、その積算根拠を教えてくださいたいのと、光熱水費が高騰する折、今後これを見直していかれる可能性はどうか教えてください。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>空調の使用料についてですが、例えば、体育館の空調のみのメーターがなく、学校全体で使用量を測っています。事務局内では計算式をもとに一時間、500円、700円と決めさせていただいたところがございます。</p> <p>今後の料金の見直しについては、確かに物価高騰で燃料費、エネルギーの費用が上がっているなかですが、今後、物価高騰もあるなかどうしていくか調査研究はしていきたいと考えております。ただ、生涯学習に寄与いただいているスポーツ団体でございますので、なるべく影響が少ないようにしていきたいと考えています。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>こういったシステムを使うことによって便利であるし、負担軽減にもなるかと思います。一点質問なのですが、第9条でこの予約システムを使用することができる、となっているので、システムを使わないことも可能と思われます。それに関連して、様式の第2号の使用許可証についてですが、予約システムを使わない場合を想定して、こういったペーパーの許可証を、使用時には携帯しないという変更だと思っておりますが、せっきく予約システムを利用しますので、こういったところは何かペーパーでなく、携帯できる、携行できるものにすべきかと思います。そのあたりはどのように考えておられるのか、そういった指示が市民に分かるように周知されているのかを教えてください。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>様式第2号の許可証の携帯というところでございます。現在も使用する際には携帯いただいております。こちらは何かあった時に許可証を提示して確認するためのものとなっています。委員から指摘いただきましたとおり、電子での予約となった時にどのように確認していくかというところです。ペーパーレスとなりますので、電子でPDFやスマホの画面でのデータ上での携帯というところで、もし確認が必要になった場合はスマホで確認いただくとか、すべてを紙で打ち出す必要はないと思っています。</p> <p>また、今回新たに第9条でシステム利用による許可についても規定してい</p>

(古市教育総務課長)	<p>るので、予定している予約のオンライン化に向けて、本市においてもシステムの規定がありますので、それに基づいて行うことができるように第9条に入れさせてもらっています。そこで許可という部分で許可証のことも読み取れると思っております。</p>
木村教育長	<p>それでは他にありますか。佐々木委員お願いします。</p>
佐々木委員	<p>施設の使用に関して、従来かなりのアナログ型からキーボックスを設置いただき利用している保護者としても、かなり利用しやすくなりました。これもご尽力あってのことかと思えます。ありがとうございます。</p> <p>そして、重ねてのお願いになりますが、様式については、市民団体では保護者や一般の方が記入しますので、運動場とか、屋内運動場は体育館であるとか、教室だと使える場所が限られているとか、そういったことはもっと分かりやすくするとよいと思いましたのでお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>表記の仕方というところでございますが、まず条例規則のなかで、その他の表記について先ほど他の委員からのご意見もありましたが、実際に学校施設を使用する団体に対して、貸出の手引きを策定しましたので、そのなかには教室というところは、学校貸出については南小の多目的室がそれにあたりますと記載させていただいておりますので、一定読み取れると思えます。また、学校長と調整のうえ他の教室を借りられる可能性があるため様式では広く書けるようにしています。</p>
木村教育長	<p>他によろしいでしょうか。私の方からも。</p> <p>学校の貸出につきましては、元々は学校を通じて管理職がずっと対応してきましたが、このように事務局で一括してやっていただく形になり、学校としても大変助かっています。</p> <p>規則の方については、委員から指摘いただき心配事などあったかと思いますが、課長から説明のあったとおり、手引きをしっかりと市民さん、団体さんに伝えていただくことをお願いしたいと思えます。</p> <p>特に、ふれあい教室に子どもたちがいるなか、門が開けっ放しになっている状況も散見されるので、そういった指導も含めてしっかりと使用者に説明いただくということでお願いします。</p>
木村教育長	<p>それでは委員の皆様他によろしいでしょうか。</p>
木村教育長	<p>(「なし」の声)</p>
木村教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第10号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
木村教育長	<p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議なしと認めますので、議案第10号 四條畷市立小・中学校施設使用</p>

<p>(木村教育長)</p>	<p>条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第11号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
<p>谷口学校給食センター所長</p>	<p>議案第11号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、規則の一部を改正することについて議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、令和8年6月1日から実施いたします市役所窓口受付時間の短縮に伴い、市立学校給食センターの窓口受付時間を明記するため本案を提案いたしました。</p> <p>それでは改正内容について、お配りしております新旧対照表に基づきご説明いたします。まず、第4条に「窓口受付時間」を、次に第5条に「窓口受付時間外の所掌事務の遂行」を追加いたしました。改正内容につきましては以上のとおりでございます。</p> <p>なお、本規則は附則におきまして、令和8年6月1日からの施行としております。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。何卒ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第11号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第12号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>議案第12号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正することについて議決を求めるものです。</p>

(古市教育総務課長)	<p>提案理由といたしましては、4月の機構改革により、学校施設貸出の業務が教育総務課から新設する青少年育成課に移管されることから、これに伴い学校施設使用許可に用いる公印を新たに追加する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>それでは、改正内容についてはお配りしております新旧対照表に基づき説明させていただきます。本規程の一部改正として、別表第1及び別表第2に1-4を新たに追加しております。</p> <p>なお、本規程は附則におきまして、令和8年4月1日の施行としております。</p> <p>以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。何卒、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>本議案には直接関係ないですが、この場で尋ねるのもためらいもありますが知っておきたいということからの質問です。機構改革に伴うということですが、4月1日以降、例えば、この学校の施設の使用についてのことは、地域協働部の文化・スポーツ課に移管することも考えられたと思いますが、そのなかで青少年育成課に学校教育部で引き続きというところの意義について教えてください。</p>
古市教育総務課長	<p>機構改革に伴って、今回、スポーツ・青少年課から各該当の課に業務が移管されます。学校施設の貸出については、学校との親和性が高いということで、学校教育部内に置かせていただくということになりました。そのなかで、地域に関するものが移管されているということで、青少年育成課がよいのではということで移管されております。</p>
尾崎委員	<p>確かに学校との親和性が非常に高いので、連絡も密にということだと思いますので安堵いたしました。ありがとうございます。</p>
木村教育長	<p>加えて、青少年育成課につきましては、CSであったりとか地域との連携ということもありましたので、親和性を考えこのようにさせていただいております。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
木村教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第12号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第12号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決することに決しま</p>

<p>(木村教育長)</p> <p>賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>した。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第13号 第4次四條畷市識字基本計画の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>それでは、議案第13号 第4次四條畷市識字基本計画の策定についてでございます。教育長に対する事務委任規則第1条第1項の規定により、第4次四條畷市識字基本計画を策定することについて、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案内容といたしましては、第6次四條畷市総合計画並びに四條畷市教育大綱、四條畷市教育振興基本計画を上位計画とし、四條畷市識字施策推進指針の方向性を具体化するための計画を策定したく、本案を提案した。</p> <p>昨年、四條畷市識字推進連絡会及び四條畷市市内識字推進連絡会から意見をいただき、識字基本計画の原案をとりまとめました。原案については、令和7年12月12日から令和8年1月12日まで約1か月の間、市民意見公募手続、パブリックコメントを実施しましたが意見の提出がありませんでした。その後、教育委員会定例会におきましては12月及び2月のご指摘を踏まえ修正を行い、2月24日に再度四條畷市識字基本計画進捗状況意見聴取会でご議論いただき、第4次四條畷市識字基本計画（原案）を作成しましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。また、本日議決賜りましたら市長決裁ののち、市ホームページ掲載など情報提供してまいりたいと考えています。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>12月に定例会でお話いただいてから、パブコメで意見がなかったということで、一部修正いただいた形になります。12月にも申し上げましたが、非識字者についての用語解説を追記していただいたことで、本市における非識字者の概念がはっきりしたかと思えます。</p> <p>コラムにつきましても12月に意見させていただき、資料として後ろに入れる工夫もしていただかずいぶん読みやすくなりました。また、ルビや語句修正もしていただけてスッキリしたと思えます。</p> <p>ただ、私の意見として気になったところは19ページの第三章、施策の環境のところ、日本語教室と、みんなきてや学級の2つについて取り上げられています。日本語教室につきましても、従前の2つのコラムを1つに合わせさせていただいて、特に現状分析も含めて、コロナ以降の教室の運営についても触れていただけてスッキリしていると思えます。</p> <p>みんなきてや学級の28ページのところ、参考としてコラム2と3はそのまま残っています。みんなきてや学級は、本市の識字の取組のなかで、先進的かつ伝統もあると思えますが、このコラムと現状が合わないところは感じています。これはみんなきてや学級がいろいろな思いを持ってやっているのは、それについての思いを書かれる部分は何も申すつもりはないですが、現状の市の活動のなかとして書かれているのは問題あるかなと思えました。</p> <p>先ほどあったように教育大綱や教育振興計画でも、識字学級、障がい者へ</p>

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>の思いは本市の中心を成すものだと思っていますので、この部分は近年大きな変容を遂げていると思っています。そのなかで、文章が時代に合わないところもあると思うので、主観ではありますが、コラムの2と3が書かれた年代を追記いただいた方がよいのではということです。私の意見です。</p>
<p>佃委員</p>	<p>私も職務代理がおっしゃった意見に賛同しております。75ページにみんなきてや学級の現状を現在休止中、主な対象も以前の状況であって、現在は他の公的サービスなど、様々な取組も含め進んでいるので、これは資料として大事な思いとして残してもらったらよいのかと思いました。</p> <p>84ページにアンケートが載っていますが、対象者の答えている数が10代からしかありません。今、日本に転入してくる人は子どもたちが大変多く、学齢期の子どもたちが困難を抱えておられるという状況であります。今日もテレビで番組をやっていましたが、識字をどういった支援でしていくのか重要になってくると思います。今後、学齢期の子どもたちにもアンケートを取っていただくようなことも今後進めてほしいという願いとして申し伝えたいと思います。</p>
<p>賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>職務代理からのご意見につきましては、策定年を入れてどのような背景か示されるようにしたいと思います。また、佃委員からいただいたアンケートの件についても、次回に向けた検討のなかに入れさせていただきたいと思います。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。そうしましたら原案のコラムについては、年代を入れることで当時の思いとしてこのようにスタートしたということを加筆することを前提に、それ以外の本文については問題ないということで、議案第13号 第4次四條畷市識字基本計画の策定については、一部字句修正のうえ可決することに異議ございませんか。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第13号 第4次四條畷市識字基本計画の策定については、原案を一部修正のうえ可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第2号 令和8年度教育委員会事務局職員人事についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>報告第2号 令和8年度教育委員会事務局の課長級以上の職員人事について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>人事異動の詳細については、配布資料のとおりでございます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>

木村教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第3号 令和7年度一般会計補正予算（第10号）に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本学校教育部長	<p>報告第3号 令和7年度一般会計補正予算（第10号）に対する意見の申し出について、令和7年度一般会計補正予算（第10号）を市議会3月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>教育関連の補正予算の詳細については、配布している資料令和7年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。</p> <p>資料の6ページ 第4表債務負担行為補正をご覧ください。学校給食センター空調設備更新業務に係る経費は、7年度予算と8年度債務負担行為の2か年の予算をもとに契約を締結し、業務に着手したところですが、資機材の購入など初期に必要な資金を手当てするため、着工時に請負代金の一部を前払いする予算を7年度で措置していたところ、受注者との調整により前払いする必要がなくなったため、7年度予算を全額減額し、債務負担行為の限度額を契約額である2億5,274万7千円に変更するものでございます。</p> <p>次に7ページの第5表地方債の補正をご覧ください。1 変更は、歳出の不用額整理に基づく地方債の減額を主としたものでございます。続きまして、事項別明細書の歳出について、ご説明をいたします。</p> <p>34ページ、35ページをご覧ください。款「教育費」、項「社会教育費」、目「公民館費」の市民総合センター・公民館運営事務と同款、項「保健体育費」、目「保健体育総務費」の体育施設管理事務は、令和6年7月に実施した本庁舎や小中学校をはじめとする公共施設における高圧電力の契約更改により、従前の契約と比べ、基本料金と電力量料金ともに値上がりすることとなったため、これ以前に公募し、指定を行った指定管理者のうち電力使用量が大きい事業者に対し、電気料金の値上がり相当分について補助を行う予算でございます。</p> <p>その他資料の32ページから35ページの款「教育費」の人件費については、既決予算額から決算見込額を差し引いた予算残額見込を不用額として減額するものでございます。</p> <p>また、人件費以外のその他の事務におきましても、既決予算額から決算見込額を差し引いた予算残額見込を減額するものにつきましてもは不用額の整理をするものでございます。内容の説明は以上です。</p> <p>なお、本補正予算は令和8年2月24日に開催された市議会3月定例議会で提出され、3月10日の常任委員会を経て、同月23日に原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>（「なし」の声）</p>

木村教育長

それでは、その他の案件に移ります。

古市教育総務課長

学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について、ご報告いたします。一定、検証作業の内容がまとまりましたので、資料をもとにご説明いたします。

2ページから5ページをご覧ください。令和7年5月1日現在の本市の学校の配置及び規模を表示しております。3ページでは、西部地域の5小学校の情報となっております。規模については、南小は通常学級数は7で、小規模校ですが、他の学校は標準規模の12学級以上となっております。4ページでは、西部地域の2中学校の情報となっております。規模については、標準規模の12学級以上となっております。3、4ページを見比べると、中学校区の中に各小学校区が入り、校区のねじれは、解消されています。5ページでは、東部地域の田原小、田原中の情報となっております。規模については、田原中は通常学級数は8で、小規模校となっております。右側の表は、全小中学校の児童生徒数、学級数を示しています。

6ページ以降は、検証内容となります。7ページをご覧ください。先ほど申しました6つの観点から検証をしております。この検証を見据え、市内小中学校の今後のあり方において、様々な選択肢を俎上にのせ、一定の案を示すことのできる段階となれば広く意見交換を行い、判断していきます。

8ページをご覧ください。昨年6月から今月まで行った検証をフローで表しました。6月は検証方法の検討を行い、7から11月には、具体の検証作業を実施し先進事例研究のため視察を行いました。検証における情報収集をしつつ、市教委のこれまでの取組の検証、アンケートを実施いたしました。

11から1月には、検証作業のまとめを行い、アンケートの結果の分析をもとに、検証いたしました。1から3月においては学校の今後のあり方における選択肢の洗い出しを行い、学校施設整備方針で示されている、南小、田原小、田原中の中長期的視点における選択肢を洗い出しいたしました。

それでは、まず1点めの観点である国や大阪府の動向について、説明いたしますので、9ページをご覧ください。令和5年3月には第2次大阪府教育振興基本計画が、令和5年6月には「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトが示された国の第4期教育振興基本計画が定められました。そのような中で、学校のICT環境の整備、教員のなりて不足、いじめ重大事態の増加や不登校への対応等、教育を取り巻く環境や社会情勢は絶えず変化してきています。これらの背景を踏まえ、より時代に即した教育施策を推し進める必要があり、国や大阪府の通達等をもとに、その動向を検証しました。

10ページをご覧ください。「学び」においては、これまでの学習指導要領、次期学習指導要領について確認しました。特に、現在は、表の真ん中にあるように、次期学習指導要領の改訂では、すべての子どもが質の高い学びにアクセスできる教育環境の整備をめざすため、子どもの多様性や地域の実態をもとにされています。

11ページをご覧ください。「働き方改革」においては、これまでの教員の働き方改革が示されており、今年度の改正給特法では、教職調整額を段階的に引上げ、令和11年度までに月平均30時間程度削減目標、各自治体の教

(古市教育総務課長)

育委員会に業務量管理計画の策定と実施状況公表が義務付けられました。

12から13ページをご覧ください。「不登校」においては、これまでの不登校児童生徒への支援のあり方について示され、令和5年度の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランでは、不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境整備、心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」としての支援、学校の風土の「見える化」、学校が「みんなが安心して学べる」場所とすることが掲げられています。13ページの令和4年度及び令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校にいたる要因や把握した事実について挙げられています。

次に、2点めの観点である先進事例の研究について、説明いたしますので、14ページをご覧ください。他校の先進事例を直接学び、本市の教育施策にどのように取り入れられるかを考える機会としました。主な視察のテーマとして、小中一貫校、義務教育学校義務教育9年間を見通した柔軟な教育課程の編成や校種間のスムーズな連携を研究いたしました。小規模特認校、少人数の学校で従来の通学区域を維持しながら市内のどこからでも通学を認め、少人数のメリットを活かしたきめ細かな指導を行っていることを確認いたしました。また、学びの多様化学校、1学級あたりの生徒数を少人数に制限しつつ、特別な教育課程を編成して教育を行い、SCの常駐等心理的なサポートを重視されている学校の運営を確認いたしました。

15から20ページをご覧ください。視察をいたしました小中一貫校、義務教育学校、小規模特認校、学びの多様化学校における学校情報を記載しています。それぞれの学校の特性に応じて施設整備が行われ、それぞれ子どもの学びをもとにした学校運営がなされておりました。

次に、3点めの観点である学校再編のプロセスについて、説明いたしますので、21ページをご覧ください。こちらについては、アンケートをもとに検証を行いました。こちらは前回の2月の教育委員会会議で、アンケート結果を説明させていただいておりますので、割愛いたします。なお、回答内容及び回答から読み取れることについては、後方の49ページ以降の参考資料をご参照ください。

次に、4点めの観点である再編以降の環境変化について、説明いたしますので、23ページをご覧ください。学校再編が令和2年4月に完了し、それ以降の環境の変化として、令和3年1月、文部科学省中央教育審議会が発出された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～の答申を紐解きました。これは、これからの日本型教育を発展させる方向性の指針である「令和の日本型学校教育」の構築、またその背景にある時代の変化や課題認識、改革の方向性についての内容となります。これをもとに、環境の変化を検証しました。

24ページをご覧ください。「令和の日本型学校教育」として、すべての子どもたちの可能性を引き出すことをめざして教育が進められているなか、従来の日本型学校教育では対応しきれていない、今日の学校教育が直面している課題が7点あげられています。①特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童・生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加など、子どもたちの「多様化」、②児童・生徒の学習意欲の低下、③教師の長時

(古市教育総務課長)

間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化、④学校・教師が担うべき業務範囲の拡大と負担の増大、⑤加速度的に進展する情報化への対応の遅れ、⑥少子高齢化、人口減少による学校教育の維持と質の保証に向けた取り組みの必要性、⑦今後起こり得る新たな感染症へ備えるための教室環境や指導体制等の整備です。

25ページをご覧ください。今日の学校教育が直面している課題を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の方向性として2点が示されています。1点めの個別最適な学びでは、一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度など「個」に応じたきめ細やかな個別の指導や「個」に応じた学習機会の提供が求められています。そのため、ICTの活用は「文房具」のように必要不可欠なものであり、子どもたちが主体的に自己調整しながら学習を進めていくことが期待されています。その際、ICTの活用によって、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、ICT人材の確保などを通して教師の負担を軽減することも重要となってきます。2点めの協働的な学びでは、探究的な学習や体験活動等で子どもどうしや多様な他者との協働を通して、持続可能な社会の創りてとなるために必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させることの必要性が強調されています。「個別最適な学び」を「孤立した学び」に陥らせず、集団の中で「個」を埋もれさせないように、他者との関係のなかでそれぞれの個性を活かすことで異なる考えが組み合わさり、よりよい学びとなることが重視されています。2つの学びを一体化することで充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことで「令和の日本型学校教育」をめざします。

26ページをご覧ください。すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現をめざすための改革の方向性として、6つの柱が示されています。①学校教育の質と多様性、包摂性を高めることによる教育の機会均等の実現、②チームとしての学校マネジメントの実現、③ICTの適切な教育活用の実現、④学習経験と学習成果の統合的な学びの実現、⑤感染症や災害等のリスクを乗り越えた学びの保障、⑥持続的で魅力ある学校教育の実現となります。これまでの実践とICTを最適に組み合わせることで課題を解決し、教育の質の向上につなげることが求められています。その実現には、ICT環境の充実やデジタル教科書・教材の普及促進、きめ細やかな指導、そのためのICT人材の確保や教員のICT活用指導力養成、データリテラシーの向上などに取り組み、「Society 5.0」時代にふさわしい学校の実現が必要となります。

次に、5点めの観点である本市児童生徒の動態について、説明いたしますので、27ページをご覧ください。まず、概要として、全国の児童生徒数の動態は、少子化の影響により、小中学校ともに減少傾向が続いています。児童生徒数の全体的な推移は、直近令和7年12月発表文部科学省の学校基本統計によると、各校種の在学者数は、小学校（児童）：約581万2千人、前年度から約12万9千人減少し過去最少。昭和33年のピーク時（約1,349万人）と比較すると半分以下にまで減少。中学校（生徒）：約317万8千人（令和5年度調査）で、前年度から約2万8千人減少し過去最少となっております。本市の児童生徒数の推移では、令和7年5月時点の住基データを参照に小学校（児童）は推計できる令和13年度まで、中学校（生徒）は

(古市教育総務課長)

推計できる令和19年度まで分析。各校により微増、微減、減という傾向が見られました。なお、令和8年度以降は、私立学校、支援学校への入学、支援学級入級や今後の転出入を加味しておりません。

教育環境の変化では、少人数学級の推進として、国の方向性として、児童生徒数の減少を受け、きめ細かな教育を行うため、小学校では全学年で「35人学級」への移行が進められました。中学校においても、段階的に「35人学級」への移行が進められ、令和8年度から新1年生が35人学級として編成されます。小学校の教科担任制の推進では、高学年(5・6年)を中心に導入され、令和6年5月の中教審答申により、3・4年生への拡大が示されています。教員不足の要因としては、子どもの数は減少しているものの支援学級の増とともに、通級指導教室に通室する児童生徒の増加、通級指導教室の定数化に伴い必要となる教員数が増加しています。

28から31ページをご覧ください。市内小中学校の児童生徒数を令和7年5月時点の住民基本台帳データを参照に、児童数は令和13年度まで、生徒数は令和19年度までの推移をグラフで表しています。なお、令和6・7年度は実績値となります。また、その児童生徒数の推移をもとに学級数の推移もそれぞれの年度までグラフで表しています。

32ページをご覧ください。学校再編整備計画策定時の見込と実績の比較(令和6年)をしております。平成36年度の見込数推計は、30年7月現在の住民基本台帳をもとに作成されており、私立学校、支援学校への入学、支援学級入級や今後の転出入を加味していません。令和6年度の実績の西中は弾力的運用により14学級(本来は13学級)です。要因として、私立中学校への進学による生徒減が考えられます。

33、34ページをご覧ください。大阪府と四條畷市を比較した学級数別学校数と児童数別学校数です。学級数別学校数では、南小より小規模校は約12.3%、くすのき小より小規模校は約50.4%、畷小より大規模校は約19.5%となります。児童数別学校数では、南小より児童数が少ない学校は約14.3%、くすのき小より児童数が少ない学校は約32.5%、畷小より児童数が多い学校は約17.1%となります。

最後に、6点めの観点である時代に応じたより良い教育環境では、現代の急速な変化に対応したより良い教育環境を考え、従来の知識伝達型の教育から、「令和の日本型学校教育」をもとにした「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現できる環境をめざすうえで、学校施設整備方針(令和6年12月改訂版)における基本理念をもとにした3つのめざすべき姿である①安心安全かつ快適な学校施設の整備、②個別最適な学びと協働的な学びを実現する学習環境の確保、③災害時の避難所機能と地域コミュニティの核として共創空間の創出を通し、先進事例を視察にて研究し、本市の考える今後設置を検討する主な機能等を検証しました。

36から39ページでは、学校の視察における調査・研究による事例となります。長寿命化改修を行っている学校を中心に、令和の教育環境にもとめられる機能を研究し、記載しております。

40ページでは、以上の事例研究をもとに、3つのめざすべき姿のそれぞれにおいて、今後本市として設置を検討する主な機能等をあげております。

41ページ以降は、今後の学校にあり方における選択肢の洗い出しです。

42ページをご覧ください。学校施設整備方針の15ページを抜粋した内容

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>です。基本、長寿命化改修を実施し、維持するとしておりますが、この中で、田原小学校、四條畷南小学校、田原中学校は、整備方針の方向性に中長期的に検討していく内容が記載されています。この中長期的な方向性について、今後どうしていくのかを議論してきました。</p> <p>43、44ページをご覧ください。43ページでは、南小では、現在小規模校の中、大きく存続、廃校に分けて、選択肢を洗い出しました。主に17の選択肢となっております。アンケートの結果、先進校の視察、これまでの学校現場における考え等をもとに、選択肢の横にメリットデメリットの意見を記載しております。44ページでは、43ページの選択肢を短期、中長期で分類したものとなっております。</p> <p>45から48ページでは、四條畷南小学校同様に田原小学校、田原中学校をそれぞれ14の選択肢をあげております。この選択肢の洗い出しをもとに、最終検証報告書(案)を作成し、令和8年4月の教育委員会会議にて上程し、ご意見をいただきたく存じます。今後の予定として、検証報告書をもとに、市長部局と交えまちづくりの観点などを含めた検証に入っていく、必要に応じ学校再編整備計画の見直し案の検討や学校適正配置審議会の開催などに進めていく予定です。</p> <p>49ページ以降は、アンケート結果の内容及び学校再編整備計画の検証についての参考資料となっております。特に、学校再編整備計画の検証については、計画の中にある当時の教育委員会の主な見解について、検証結果を表示し、検証結果の考え、実績、結果等を列記しています。</p> <p>以上、学校再編後の一定年数経過における検証の進捗についての報告です。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、何か意見や感想でもありますか。</p>
<p>佃委員</p>	<p>国の動向なども含め、我々も議論し、視察にも行かせていただき、そういったことも冊子にまとめていただき、教育総務課長の集大成の資料だと感謝しております。本当に、めまぐるしく学校を取り巻く環境は変わっていて、時代に応じたより良い環境と言うのは簡単ではあるが、こういったものを今後、四條畷市の教育として考えるうえで、四條畷市だけのものをずっと見ても視野が狭くなるし、かといって他府県の良い事例ばかり飛びついてもとは思いますので、近隣の私も知っている事例の新しい学校や、義務教育学校や不登校対策など魅力的な事例を参考にさせていただきながら議論できれば、我々もありがたいと思っておりますのでそういった資料も準備いただければと思います。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>今まで、いろいろな学校の視察に行かせていただき、その部分を上手く本市の課題に落とし込んでいただいたと思います。これだけの資料を作成するのは大変だったと思います。どういう学校環境を作っていくか、総合的にまとまっているかと思っております。</p> <p>そのなかで、2点ほど個人的に思うところを申し上げます。非常に難しい部分ではありますが、現在の四條畷市の人口動態がどうなっているのかということが非常に気になっています。小学校では令和13年、中学校では令和19年までの生徒児童数の推移が分かりますが、なかなかそれ以降については判断しにくいと思っております。ただ、本市として分析されていると思っております。</p>

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>で、各校区の人数まではいかなくても、小中学生の総数を大体の、もう少し先2050年までくらいの推移を出していただけると、これから総体としてどういった動きになるか分かりますので、例えば南小をどうしていくかという検討の俎上にも生徒児童数が分かれば考えやすいのではないかと思います。</p> <p>それから、2点めが、本市の児童生徒の課題は不登校など様々あって、今後どのように解決していかないといけないか、教育環境を作ることでその課題が解決していくというのも多いのではないかと思います。スライドの40ページに1、2、3と今後設置を検討する主な機能が書かれていますが、我々が視察行ったときに素晴らしいなと思ったことが、その時感じたことがまさに書かれているが、ここに記載のあるこれをすれば、この課題解決につながるという連動してもらえれば分かりやすいかと思っています。例えば、支援を要する児童が増えてくると書かれていたが、その子どもたちを教育していくために多様化学校を作るのかという、すぐにはならないとは思いますが、議論は一定必要かなと思います、多様化学校を作らないのであれば、個別の教育としてどういったことをすれば支援を要する子たちのためにできるのかといったところが、この機能のところの中身として加われば分かりやすいと思いました。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>感想を述べさせていただきます。資料のまとめ等ありがとうございました。40ページで、時代に応じたより良い教育環境とありまして、いったいどういったことがより良い教育環境なのかと保護者の立場で考えますと、こどもの数だけパターンがあり、めざすべき姿の2にある個別最適化の学びと協働的な学びの確保を四條畷市としてどうやって取り組んでいくのかなと、保護者としては、自分の子がどうなのかという視点でしか見られないと思いますのでそういったところから、これをどう体現していくか難しいなという感想です。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>特に今後の方向性を考えるうえで、整備方針が令和6年の2月に4章5章が改訂され、その時に従来の改築中心から長寿命化の方向性になり、それが根本になっています。その考え方が、例えばどのようにして今課題があることを根本的な基本方針で実現していくかが大切であると思います。そういった意味で、近隣の視察にも行かせていただき、そういったところをピックアップして考えていくということも一つだと思います。</p> <p>もう一つ、小中一貫校や義務教育学校についても今ある根本的な方針が生きてくるだろうと思われま。そういったことも考えていかないとならないと思うし、校区の再編は一定完了していると、ねじれ解消から完了しているということではありますが、そういったことももう一歩、見える形でいただければと、具体個別なことは触れられないし難しいとは思いますが、考え方として整理していただき方針としてどうあるのか打ち出してほしいと思います。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>この件については、この一年間の検証ということで事務局には感謝申し上げます。委員の皆様から指摘あったものについては、資料を揃えたうえで4月以降になりますますがまとめてと考えています。</p>

古市教育総務課長	<p>今後、市長部局と連携して体制も決めて進めていかないといけないと認識しながら、保護者、子どもたち、教員の声は吸い上げましたが、他に地域の声なども受け止めないといけないことも多くあると思いますので来年度もお願いいたします。</p> <p>では、その他案件として他にありますか。</p>
木村教育長	<p>規則に規定しないが分掌する事務についてご報告いたします。</p> <p>令和8年4月の機構改革に伴う事務分掌の改正に伴い、規則に規定しないが分掌する事務について、一部改正する必要が生じたため、教育長に対する事務委任規則第1条の規定により、教育長の決裁を受けたので、同規則第3条第2項に基づき、ご報告いたします。</p> <p>具体的な改正内容をご説明しますので、お配りしております資料の2枚めをご確認ください。まず、社会教育部各課の記載を削除し、学校教育部に新設される青少年育成課を追加しております。併せて、学校教育課及び現在のスポーツ・青少年課から、資料に記載の事務を青少年育成課に移管します。また、青少年育成課、学校教育課、教育支援センターには「家庭学習に関すること」を追加しております。説明は以上でございます。</p> <p>他に何かありますか。</p>
阪本学校教育部長	<p>令和8年3月議会における、条例改正、専決処分に関する報告と、市長の市政運営方針に関する代表質問及び一般質問のうち、教育委員会に関連するものについて、お知らせいたします。</p> <p>まず、先ほど議案第10号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてのご説明と重なりますが、教育委員会2月定例会におきまして、議案第3号四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例の申し出についてご可決いただき、3月議会に提出した結果、本条例は可決されております。次に小学校敷地内におきまして、相手方の自動車が発着物によって損傷し、示談による損害賠償額を決定、和解について地方自治法第180条第1項により専決処分した案件を報告いたしました。</p> <p>市政運営方針に関わる代表質問については、学校給食の無償化、市民総合センターのリニューアル施設全般、就学援助を受ける生徒への支援策の拡大、社会教育分野の市長部局への移管といった内容につきまして、複数の会派から質問がありました。そのほか、通学路の交通安全に関する防犯カメラの設置、ふれあい教室の民間委託後の課題とその解決策、文化財グッズの開発等に関することの質問が行われました。とりわけ、読む力、書く力、伝える力といった学びに直接関わる質問もございました。</p> <p>一般質問のうち、学校教育に関する質問では、学力向上に関して、本市における「確かな学力」とはどのような内容なのか、また、学力向上に関する数値目標の有無とその検証について質問があり、市長に対し、教育に関する現状認識の見解が問われました。</p> <p>次に、いじめ予防に関しての質問では、いじめに関与した児童生徒が同じ行動を繰り返さないため、行動改善プログラムなどの導入や体系的な支援の必要性を検討すべきでは、といった質問がありました。</p>

<p>(阪本学校教育部長)</p>	<p>次に、田原中学校で7年度から開始された週替わり担任制について、今年度の総括と次年度からの取組についての質問がありました。</p> <p>次に、道路交通法改正による交通安全教室に関することや、児童が減少するなか登校班や通学路の安全に関する質問や、熱中症対策、いじめ、不登校に関する実情や要因、対応策に関する質問がありました。</p> <p>一方、社会教育に関し、四條畷神社付近の飯盛山登山口におけるトイレに関する質問があり、飯盛城址を訪問される方々への対応という観点から社会教育部長が答弁いたしました。</p> <p>そのほか、公共施設の再編について市民総合センターの整備に関して、音楽活動など文化芸術活動が維持できるのか、関連して工事中の代替施設案や施設への交通網といった観点からの質問がありました。</p> <p>なお、昨日議会が終了したという状況から資料のとりまとめを急いでいるところで、できるだけ速やかにお知らせしたいと考えております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他に何かありますか。</p>
<p>胡学校教育課長</p>	<p>市立小中学校における2月5日から3月24日までの臨時休校、学年閉鎖学級閉鎖の状況について報告いたします。小学校で1校学年閉鎖、5校学級閉鎖がありました。中学校では1校学年閉鎖、2校学級閉鎖がありました。主な事由としては、インフルエンザとなっております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それでは、最後に報告第4号 いじめ重大事態調査について、冒頭でお諮りしましたとおりこれから先は秘密会とさせていただきます。</p> <p>(秘密会)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ただいまから、会議を公開します。</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>これもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年4月22日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 佃 千春